

三芳町農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項

1. 募集内容

業務内容	農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止など
募集人数	6名
資格	・農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。 ・平日昼間の会議、研修に出席できる方。
任期	委嘱の日から令和11年7月19日
活動	通年
報酬	条例に基づき支給します。

○身分は非常勤の特別職公務員となり、業務には守秘義務が生じます。

○同時募集の農業委員にも応募推薦ができますが、兼職はできません。

○次に該当する人は農地利用最適化推進委員になることはできません。

・常勤の公務員

・自治体の執行機関の委員など法律により農業委員と兼職ができない人

・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・三芳町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する人

※ご不明な点がありましたら、裏面の問い合わせ先へご連絡ください。

2. 「農地利用最適化推進委員募集・担当区域」

番号	区域名	担当集落
1	上富第一区	上富第一区全域
2	上富第二区	上富第二区全域
3	上富第三区	上富第三区全域
4	北永井	北永井地区全域
5	藤久保	藤久保地区全域
6	竹間沢	竹間沢地区全域

※農地利用最適化推進委員推薦書・応募用紙の「推薦・応募区域」欄に区域名を記入してください。

3. 推薦・応募方法

申込 方法	推薦または応募により申込みができます。下記の書類を募集期間内に三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)へ直接ご提出ください。 ■候補者を推薦する場合 ・農業者または農業者などの団体・法人の推薦による「三芳町農業委員会農地利用最適化推進委員推薦書」 ※推薦にあたっては候補者の承諾を得てください。 ■自ら応募する場合 ・「三芳町農業委員会農地利用最適化推進委員応募用紙」
提出 場所	三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)に持参してください。
募集 期間	令和7年11月4日(火)～令和7年12月9日(火) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日祝日を除く。
その他	・書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。 ・提出書類に記載された個人情報(適正に管理し、農地利用適正化推進委員の選考のみに使用します。) ・提出された書類は返却いたしません。 ・募集期間の中間時点及び終了後に、推薦・応募内容(住所を除く。)を公表します。

4. 選考スケジュール・結果

提出期間終了後、7月の農業委員会総会にて選考・委嘱を行います。

令和7年11月4日 ～12月9日	公募期間(推薦及び応募による)
令和8年7月中旬	農業委員会総会による選考・委嘱

5. 問い合わせ先

ご不明な点は、三芳町農業委員会事務局(観光産業課内)へお問い合わせください。

電 話 049-258-0019 内線 213・216